（統括証券検査官）

第百九十条の三　関東財務局に、統括証券検査官十九人を、近畿財務局に、統括証券検査官三人を、東海財務局に、統括証券検査官二人を、北海道財務局、東北財務局、北陸財務局、中国財務局、四国財務局、九州財務局及び福岡財務支局に、統括証券検査官それぞれ一人を置く。

２　［略］

（上席証券検査官及び証券検査官）

第百九十一条　各財務局及び福岡財務支局を通じて上席証券検査官四十三人以内及び証券検査官二百二十二人以内を置く。

［２・３　略］

（理財部に置く課等）

第二百十六条　理財部に、次の表に掲げる課を置く。

財務局又は財務支局名	設置する課名
［略］	
近畿財務局	主計第一課　主計第二課　理財第一課　理財第二課　金融総括課　検査総括課　審査業務課　金融監督第一課　金融監督第二課　金融監督第三課　金融監督第四課　金融監督第五課　証券監督第一課　証券監督第二課　融資課
［略］	

２　前項に掲げる課のほか、理財部に、特別主計実地監査官（北海道財務局、北陸財務局、四国財務局及び福岡財務支局に限る。）、統括証券監査官（関東財務局、東海財務局及び近畿財務局に限る。）、検査指導官（北陸財務局及び四国財務局を除く。）、特別金融証券検査官（北海道財務局、北陸財務局、四国財務局及び九州財務局を除く。）、統括金融証券検査官及び金融調整官（北陸財務局を除く。）を置く。

３　特別主計実地監査官、統括証券監査官、検査指導官、特別金融証券検査官、統括金融証券検査官及び金融調整官の財務局及び福岡財務支局別の定数は、次のとおりとする。

財務局又は財務支局名	特別主計実地監査官	統括証券監査官	検査指導官	特別金融証券検査官	統括金融証券検査官	金融調整官
北海道財務局	一人	－	一人	－	二人	一人
［略］						
合計	四人	七人	八人	十四人	三十七人	九人

（上席為替実査官及び為替実査官）

第二百二十九条　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席為替実査官十四人以内及び為替実査官五十八人以内を置く。

［２・３　略］

（統括証券検査官）

第百九十条の三　関東財務局に、統括証券検査官十八人を、近畿財務局に、統括証券検査官三人を、東海財務局に、統括証券検査官二人を、北海道財務局、東北財務局、北陸財務局、中国財務局、四国財務局、九州財務局及び福岡財務支局に、統括証券検査官それぞれ一人を置く。

２　［同上］

（上席証券検査官及び証券検査官）

第百九十一条　各財務局及び福岡財務支局を通じて上席証券検査官四十三人以内及び証券検査官二百十八人以内を置く。

［２・３　同上］

（理財部に置く課等）

第二百十六条　理財部に、次の表に掲げる課を置く。

財務局又は財務支局名	設置する課名
［同上］	
近畿財務局	主計第一課　主計第二課　理財第一課　理財第二課　金融総括課　検査総括課　審査業務課　金融監督第一課　金融監督第二課　金融監督第三課　金融監督第四課　証券監督第一課　証券監督第二課　融資課
［同上］	

２　前項に掲げる課のほか、理財部に、特別主計実地監査官（北海道財務局、北陸財務局、四国財務局及び福岡財務支局に限る。）、統括証券監査官（関東財務局、東海財務局及び近畿財務局に限る。）、検査指導官（北陸財務局及び四国財務局を除く。）、特別金融証券検査官（北海道財務局、北陸財務局、四国財務局及び九州財務局を除く。）、統括金融証券検査官及び金融調整官（北海道財務局及び北陸財務局を除く。）を置く。

３　特別主計実地監査官、統括証券監査官、検査指導官、特別金融証券検査官、統括金融証券検査官及び金融調整官の財務局及び福岡財務支局別の定数は、次のとおりとする。

財務局又は財務支局名	特別主計実地監査官	統括証券監査官	検査指導官	特別金融証券検査官	統括金融証券検査官	金融調整官
北海道財務局	一人	－	一人	－	二人	－
［同上］						
合計	四人	七人	八人	十四人	三十七人	八人

（上席為替実査官及び為替実査官）

第二百二十九条　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席為替実査官十一人以内及び為替実査官五十一人以内を置く。

［２・３　同上］